

第5回南丹市行政改革推進委員会 会議録

日 時	平成23年12月19日（月） 10時00分～12時00分
場 所	南丹市役所2号棟301会議室
出席者	【委 員】 ＜出席＞ 的場信樹委員、四方宏治委員、廣野一道委員、芦田美子委員、 米山政郎委員、小林義博委員、徳見晃委員 ＜欠席＞ 久世富美子委員 【事務局】 伊藤泰行（企画政策部長）、梶本泰広（企画調整課長）、湯浅睦子、 中川佳則、寺井正和（以上、企画調整課）

会議の内容は下記のとおりです。

1. 開会

定刻になりましたので始めさせていただきます。

皆様方におかれましては公私大変お忙しい中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。ただいまから、第5回 南丹市行政改革推進委員会 会議を開会いたします。

本日は第5回目の会議ということで、事務局より事前に会議資料については送付をいたしております。資料といたしましては「第2次南丹市行政改革大綱（案）」と「第2次南丹市行政改革大綱の策定について（答申）（案）」の2点でございます。お手元の資料をご確認いただきますようお願いいたします。本日久世委員さんにつきましては、所用のため欠席となっております。

なお、本日も事務局といたしまして、企画政策部企画調整課 課長の梶本、課長補佐の湯浅、係長の中川、主任の寺井が出席をさせていただいております。そして私、部長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、的場会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 会長挨拶

おはようございます。本日で5回目ということで、いよいよ大詰めと考えておりますので、精一杯、議論をしていいものをつくっていきたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは事務局より早速ご提案のいただけますでしょうか。

3. 審議

(◆事務局より「第2次南丹市行政改革大綱(案)」、「第2次南丹市行政改革大綱の策定について(答申)(案)概要説明)

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありましたが、南丹市行政改革大綱(案)についてまず審議してまいりたいと思います。各委員の方からご意見ございましたらよろしく願いいたします。文言上の問題で細かいところに意見もあるかと思いますが、まず基本的な内容の点でご確認いただきたいと思います。前回と同様に各章ごとにまず確認をして、ご意見があるかどうかを各委員で協議いただいて、必要であれば議論を踏まえて、進めていきたいと思います。まず、第1章ですが大綱の背景ということですが、若干変更はいただいておりますが、基本的に内容は変わっておりませんがいかがでしょうか。テクニカルな問題で、文言上の問題は、私の方から後ほど提案させていただきたいと思います。それではよろしければ第2章に移っていききたいと思います。それでは第2章も前回問題になったのは、最後の部分で、5年間の取り組みの評価ですが、成果の部分はいいとして、残された課題をきっちり明記すべきだという意見だったと思います。いろいろと議論をいただいて、最終的にこういう形で項目ごとに位置づけしたらどうかということですがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは3ページに移りまして第3章改革の目標と基本事項ですが、前回問題となりましたのが目標(2)の経営資源の表記だったと思いますが、南丹市としての地域の経営資源をどう位置づけるかという重要な論点だったと思いますが、『市民』という位置づけを経営資源という位置づけではなく、市民主体を強調する上で、この部分は削除いただいております。4ページの基本事項のほうも見ていただいて何かございますでしょうか。こちら、議論していただいた内容について若干の追加、変更がございます。5ページからの第4章は前回の委員会ではここが一番問題になったところですが、全体の構造が丁寧に書いていただいた分だけ、複雑になったといいますか、同じ文言、指摘があったと思います。今回はすっきりとまとめていただいております。大変わかりやすくなっておりますし、ある意味大綱の中心部分になりますので、表現上の問題以外に、内容についてもいいかどうかという確認をいただけたらと思います。第4章のところで何かご意見ございますでしょうか。

(委員)

13の項目は変わってないのですけれども、私はこれでいいのかなというのが、最終的な思いです。その中でもう少し触れていただきたい項目があるのですが、6ページの(4)職員の定員管理なのですけれども、私は管理といいますと職員の減員になると思うのですけれども、定員外の職員の方がものすごく多いので、この人たちが増えたら意味がないと思います。そこも減らすべきであるし、本当に必要なら正規職員にすべきだと思います。市の委託も多いですが、委託すべき仕事でないから、市の定員外職員が多いのだと思います。例えば、地方分権で府から市に移譲があるのなら府の職員を市の

職員に振りかえるということになるだろうと思うので、定員管理というからには、定員外職員についても触れてほしいと思います。次に7ページ3の(2)情報提供の推進というのは、新たな手法、発想でというのが基本にあるのですけれどもここにあるのは現在やられていることばかりですよ。広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、市政懇談会、パブリックコメント、ご意見箱、すでにやっていることですよ。列記するのではなしに、そこを乗り越えて、この域を出ないと改革にはならないと思います。(3)の個人情報の漏洩防止ですけれども、私の思いとしては、漏洩防止を強調するのではなしに適正な管理ということを強調してほしいと思います。一例として、漏洩されないように、守秘義務を課せられた民生委員、相談員の方にも、市から個人情報が提供されない現状があります。それは市の姿勢だと思います。市が委嘱した、お願いした人の活動を保証する意味でも、当事者の為でもあるので。私は漏洩防止、漏洩防止ということを経験せずに、適正な情報管理という表現にできないかなと思います。8ページの計画の体系なのですが、2行目に推進計画の数値目標、指針の設定、行程表と書いてあるのですが、これは進捗の管理手法であると思います。そうではなくて、なぜ推進計画を作るのか、推進計画が何のための計画であるのかを書くべきだと思います。1行目には大綱は基本理念や基本事項を示したもので書いてあるので、推進計画は大綱を基により具現化するものだという表現にしてほしいと思います。同じく8ページ第7章 推進体制のところで、行政評価の文言を入れていただきたいと思います。9ページのイメージ図には評価委員会が位置づけられているのですけれども、こちらの方にも明記していただきたいと思います。

(司会：会長)

ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。

(委員)

先ほど出てきました行政評価推進委員会の活動内容について現状を教えてくださいませんか。

(事務局)

〇〇委員さんにもお世話になっているのですが、3名の外部の委員さんにお世話になりまして、部門ごとの事業の外部評価についてお世話になっております。過去3ヵ年実施し、本年度4年目ですが、また新たに3ヵ年計画くらいで各部門ごとに絞りながら評価を行って、事業の縮小や廃止、拡張、統合などを客観的に見ていただいております。また内部の評価もありますが、外部の評価はそういったかたちでお世話になっております。

(司会：会長)

ありがとうございました。それでは、今までにいただきました意見について、他の委員の方の意見も伺いたいと思います。まず6ページ(4)定員管理でご意見がございました。定員管理というのは、いわゆる非常勤の方を除いての意味で使っておられるのですね。

(事務局)

定員適正化計画については、そういうかたちなのですけれども、当然、臨時職員なり、嘱託職員の方もたくさんおられますので、正規職員と合わせて削減ということも考えていかななくてはならないと考えております。臨時職員、嘱託職員の明記ということについては、一応そういう意味を含めて考えておりましたが、表記についてはまた考えていきたいと思えます。

(司会：会長)

文章上の表現とすると、定員管理の適正化に努めるという後に、そういう趣旨の文言を入れていただければいいのかなと思えます。そういったような回答でよろしいでしょうか。それから7ページの(2)情報提供の推進についてはいずれも充実を図るということですね。私も実際どれくらい情報の提供が進んでいるのかがわからないのですが、南丹市としてはどのような状況なのですかね。

(事務局)

例えばホームページは、見にくい、探しにくいというご指摘もいただいておりますので、改善の取り組みを進めている状況です。ケーブルテレビについても、合併前は旧園部町だけであったのですが、合併後は旧八木、日吉、美山にも拡大しております。新たな媒体を通じてというやり方についても、ご指摘いただきたいのですけれども、今の情報発信のやり方について改善すべき点も多いかと思えますので、充実という表現にさせていただきます。できるだけ、市民の方にわかりやすい情報提供ができればと考えております。

(司会：会長)

ありがとうございます。充実だけでなく、改善という表現も使っていただけたらと思います。

(委員)

私は、ケーブルテレビが見れるようになってかなり情報量が多くなり、良くなっていると思います。しかし、見ている人と見ていない人の差があると思います。行政の独善的な考え方と一般住民との考えにギャップがないようにしていただきたいと思います。

(委員)

私は主婦の立場からですが、いろんなお知らせやケーブルテレビで情報を提供いただいているのですが、ちゃんと理解している方はいいのですが、それが理解できない方もいらっしゃいます。例えば、市政懇談会とかも細かく各地で開催していただいて、私も参加したのですが、参加者が少なく、ほとんどが行政の方で、一般の方が少なかったのですね。もっと、例えば、区長さんや自治会長さんを通じて、情報を流していく、伝えていくとかをしていただきたいと思います。あと私たちの声はどこへ届けられればいいのだろうと思っている方もいらっしゃいます。市のご意見箱があることすら、知らない方もたくさんいらっしゃいます。皆さんの声を聞くということをもっとわかりやすく広めて、

繰り返し伝えていくことも大切だと思います。議会の傍聴なども、私は婦人会などで行けることは知っていますが、議会の開催日なんかはよく気をつけていないとわかりませんし、市民レベルの広報も必要なのではないかなと思います。パブリックコメントにしても、まず、「パブリックコメントって何？」という知らない方もいっぱいいらっしゃるし、日々過ごしていらっしゃる一般の市民、高齢者の声をどうやって届けるかというのが問題になると思います。表現的にはわかりませんが、もっと底辺レベルへの情報の周知ができないのかなと感じております。

(委員)

(2) 情報提供の推進という項目では、我々は何ら引かかる部分はないと思います。例えば、ホームページという言葉にしても、ケーブルテレビという言葉にしてもですが理解はできます。ただ、私の民生委員の立場からするとホームページの使えない方、ケーブルテレビを設置されていない方もいらっしゃいます。わかりやすく、読みやすい広報誌というのはよくわかるのですが、視覚障がい者に朗読ボランティアをしていると特に、ホームページやケーブルテレビを利用できないことの人を考えてしまいます。広報誌を充実したりして視覚障がい者や聴覚障がい者にもわかるように広報公聴機能の充実をしていただきたいと思います。市のほうも幅広く考え、障害者の方にも配慮した広報公聴機能の充実を果たしていただきたいと思います。

(司会：会長)

電子自治体というコンセプトがあって、ホームページやケーブルテレビの普及があるのだと思いますが、今後は、市の情報リテラシーをいかに高めていくかということになるのではないかと思います。

(委員)

文章的にはいいと思いますが、市として、社会的弱者にも親切にさせていただく方がよいと思います。

(委員)

「全ての市民にとって」ということを入れればわかりやすくなると思います。

(委員)

その意見には賛成です。

(司会：会長)

文章的に工夫をしていただければいいと思います。

(委員)

市役所には手話を専門的にできる方はいらっしゃるのですか。

(事務局)

研修は何人か行っていると思いますがレベルはわかりません。

(委員)

南丹市では点字の文書の発行などもおられませんか。

(委員)

初めてやることに意義があり、「全ての市民」という中に障がい者や高齢者も含まれるという意味で。

(委員)

外国人の方の手続きも日本語だけですよね。このような場所で言うことではないとは思いますが、社会的な弱者に対する窓口が市役所は少ないように思います。

(司会)

それでは、また事務局の方で調整願います。

(委員)

パブリックコメントって他の言い方はないのでしょうか。

(委員)

意見募集でいいのではないのでしょうか。

(司会)

パブリックコメントという言葉自体が市民用語として普及していますし、公共的な団体、大学などでも社会に対する責任を果たすという意味でも使われています。

(委員)

行政の独善的な言葉のように思いますが。

(司会：会長)

7 ページの個人情報の保護の関連についてですが。

(委員)

私は「情報公開と個人情報保護の推進」から「情報公開の推進と個人情報の適正な保護」という言葉にならないかと考えております。個人情報は適正な保護をすべきで、必要に応じて提供すべきであると思います。

(委員)

防災計画の策定の際にも、個人情報の取り扱いには困りました。

(司会：会長)

個人情報の問題は難しい問題で、情報が必要なのところがないということもあるということですね。

(委員)

私は行政がハードルを高くして、当事者も提供してほしい、守秘義務のある委員の方にも提供しないということがあるのではないかと思います。個人情報の漏洩防止という観点が非常に強いと感じます。

(事務局)

本来、提供すべき情報が提供されないということですが、例えば要介護者に確認が取れない場合は、家族に確認させていただいて、丸秘の情報として区長さんにも名簿をお

渡ししています。それは当然守秘義務が発生しております。今は何かと問題になる部分も多いので、ハードルが高いように感じる部分があるかと思います。

(委員)

個人情報保護自体は法があるので、一自治体レベルで変えていくのは難しいと思いますよ。

(委員)

その人の福祉に資するのに情報提供しないという現状がありますよね。

(委員)

市役所と社会福祉協議会との連携でも情報交換をしているのですが、どちらが正確な状況を持っているかわからない状況もあります。もう一つ、災害時要支援台帳というのがありますが、抜けている家庭があるのですが、理由があって登録されなかったりで、徹底されてなかったりするわけです。役所の文書も高齢者にとっては複雑で、困っておられる場合もあります。なるべく役所からはわかりやすく説明していただきたいと思います。民生委員さんとかを使って徹底して周知できないのかなと思います。

(委員)

福祉関係はそういう問題が多いです。生活保護の関係などは最たるものです。市役所全体で考えてほしい検討課題です。

(委員)

視点が違いますが4ページの「効率的な行政経営の展開」ですが永らく行政の課題となっているのですが、行政の事業数というのがものすごい量となっています。組織もいろいろありますし、違いがよくわからないのですが、市民レベルでみると、もっと効率的に相談できる、ワンストップで相談できるようにならないかなと行政評価でも意見を言っております。予算規模も莫大ですが、市民サイドから見た組織改革が必要だと感じます。既存の組織を活用する中で、市民にいかに正確に情報提供をし、市民からの要望も伝わってくるような効率的な仕組みが行政評価を通じて、必要かなと感じております。行政のやり方というのは難しい、大きな問題が横たわっているように思うのですがね。細分化するとコスト面もかかるし、大変ですよ。

(司会：会長)

市民のニーズの多様化もあると思います。7ページの個人情報の保護も大切な問題だと思います。だいたい意見は一致していると思いますし、文言上の大きな変更はないと思いますので、事務局でまた調整願います。

(委員)

今までの意見を聞いていると、行政対市民の視点ばかりですが、中間に立つ団体、区長さんがそのような立場なのかもしれませんが、最近よくいうコンシェルジュという行政のことを中立的に理解し、市民に翻訳して市民に伝えていく、美山の振興会のようなものは市役所にはないのでしょうか。そういう組織があると情報提供もスムーズになる

かと思うのですけれども。

(事務局)

集落支援員制度というものがありまして、集落の中に入っていて、いろいろな取りまとめや情報提供などの取り組みをしていただいております。なかなか行政自体がすべてのことを取り行うのは難しいのも実態です。地域のことはやはり地域の方が一番よくご存知かと思います。地域の希薄化の実態もありますが、地域協働も進めて、地域の絆の再構築の必要性も感じております。

(委員)

集落支援員は田舎のほうだけですか。街中はないのですか。

(事務局)

美山は2人だったのですが、今は1人です。各町1人ずつおります。

(委員)

街中にもあったらいいなと感じました。区長としてすべきことができていないので。

(委員)

振興会では要望を集めるような機能を果たしています。他、諸行事にも取り組んでおります。

(委員)

3. 市民との協働のまちづくりの推進にもあるように、市民協働を推進計画でどう明確化していくかということになると思います。

(委員)

市役所に行くとなかなかワンストップにならないのが現状です。いろいろたらい回しにされるので、相談する人、教えてくれる人を一人張り付けていただけたらなと思います。組織というより、窓口があればありがたいと思います。京都府の障害者施設ではありますよね。ワンストップサービスできるところが。

(事務局)

なかなかいろいろとこなせる職員が実際存在したり、具体的な質問があれば対応が可能かと思うのですが、抽象的な質問の場合は、なかなか対応が難しいのが現実です。ワンストップというのが、南丹市役所は庁舎の構造上、ワンフロアで解決できない問題があります。総合窓口の設置も考えたのですが、やはり何もかもこなす職員の配置というのも難しいので、現状の組織で対応をしている次第です。また貴重なご意見として、参考にさせていただきます。

(委員)

気楽に行ける、相談できる市役所にさせていただくことが大事かと思います。

(司会：会長)

8 ページ第5章計画の体系のところ、推進計画についてご意見があったと思うのですが。

(委員)

推進計画は、大綱を具現化する計画ですので。数値目標とか指針の設定などを書くより、推進計画の必要性を書くべきだと思います。

(司会：会長)

ここに書かれているのは推進計画が何かということが書かれているので、推進計画の必要性を書くべきだと。

(委員)

大綱の基本理念、基本事項ともマッチしないと思います。計画の数値目標設定、行程表を作るということは推進計画の中でどのように進めていくかを書けばいいことだと思います。

(司会：会長)

大綱を具体化する、つまり実践をしていくという課題を書くべきだということですか。

(委員)

何をやるのか、どのようにやるのかということです。計画というのは。

(事務局：課長)

行程表というのは何年度に何をするかというものですし、そのようなことを書かせていただいております。大綱に基づいて具体的に施策をしていくのが推進計画だと思いますので、そういった意味でこのような表現にさせていただきます。

(司会：会長)

何のための計画なのかということを明確にということです。大綱を具体的に実践するために数値目標、指針の設定、行程表が必要であると、それを推進計画によって定義するといったような文章にしていただければと思います。大綱と計画との関連について何か他にご意見ございますでしょうか。それでは、第7章 推進体制のところでは第三者委員会を行政改革推進委員会に変更いただいておりますがその点いかがでしょうか。9ページの南丹市行政評価推進委員会が付け加えられた経過はいかがだったのでしょうか。

(委員)

行政改革推進委員会というのはいつまでの任期なのでしょうか。

(委員)

1年のはずですが。委嘱状には書いてないのですけれども。大綱は5年間ありますので委員会はなくてはならないものだと思います。私たちの任期はともかく。

(委員)

条例の3条の3項に任期は書いてあります。

(司会：会長)

任期は年度末なのでしょうか。

(委員)

委嘱状に任期ははっきり書くべきだと思います。

(司会：会長)

任期は後にして、行政評価推進委員会の取り扱いについては、文言として入れていただいてもよろしいでしょうか。

(事務局)

ご意見の中にもありましたし、大綱を作って終わりでなしに検証といった作業も必要ですので、年度ごとの進捗状況等の確認もよろしくお願ひしたいと考えております。

(委員)

任期ははっきりさせてもらわないといけませんね。条例でははっきり1年と書いてありますので。私は委嘱状をもらって、1年だと考えていましたけど。

(委員)

9ページの図を見ると、推進委員会と評価委員はセットで任期も同じにしないと意味がないと思いますね。

(委員)

委嘱状を作られたときにそれなりの想定はあったのでしょうか。前提になる要件とか。

(事務局)

条例にもありますように、委員の任期は1年、再任は妨げないとなっております。委嘱してから最長でも任期は1年になると思います。

(委員)

5月27日のお知らせなんたんでは、大綱の調査、審議するということで大綱の作成が目標になっていると思うのですが、任期は1年と書いてありますよ。はっきりしていますよ。

(委員)

前回の一次のときも出ましたね。任期の話は。大綱を出して終わったはずですよ。行政から必要がなかったのかもしれませんが、呼びかけもなく終わったのですよ。前回はね。

(委員)

期限は委嘱状に書くのが当たり前ですよ。

(事務局)

任期の関係は条例にございますように、1年間ということで7月に委嘱させていただいてから1年間ということでお願ひいたします。今後、進捗状況や報告させていただくことが必要となりますので、1年ごとに任期は切れますが、常設の委員会としてお世話になりたいと思います。ただ委員さんについては経過を把握いただいております現委員さんにもお世話になりたいのですが、その時々で1年ごとにお願ひしたいと考えております。

(司会：会長)

そういうことでよろしいでしょうか。1年間の任期ということでもよろしく願いいたします。第7章についても、若干の修正と追加でよろしいでしょうか。それでは委員の方々から出された意見は以上かと思いますが。

(委員)

若干の文言修正についてはどうなりますか。

(司会：会長)

文言修正についてはいろいろと意見がおりかと思いますが、一応意見を出していただけますか。

(委員)

6ページの中段、権限移譲の「移譲」の「移」が「委」ではないでしょうか。それから、8ページ、第5章のタイトル「計画の体系」を「推進計画の体系」とした方がよいと思います。あとイメージ図の推進計画の「重点項目」は大綱で謳っているので、「重点施策」にした方がよいと思います。それから、第6章策定方針の3行目、「毎年」を「毎年度」に変更すること。あと、「環境変化に応じた」、「適宜」という表現は削除しても良いのではと思います。それから、第7章推進体制について、こちらも「毎年度」という言葉が要るように思います。私からは以上です。

(委員)

2ページの最後の「計画との乖離」の「乖離」という言葉が非常に難しい言葉なので、もっと平易な表現の方がいいと思いますが。

(司会：会長)

「今は計画どおり進行していない」という表現でいいということですね。

(委員)

私はサブタイトルがどうも気になります。一次の時はなかったと思うので。あと20年度の市政懇談会では「森・里・街がきらめくふるさと南丹市」という資料になっておるのですが、理事者が変わっていないのにこのサブタイトルがついたのはなぜなのでしょう。解釈によれば整合性はあるのですけれども、経過はあるのでしょうか。

(事務局)

一次の大綱では「次代を切り拓く市政運営の指針」というものをつけており、それと同様の認識なのですが。

(委員)

一次にはなかったと思っていました。

(事務局)

まちづくりの指針というのが総合振興計画なので、これは行政改革に特化した大綱となりますので、目的を同一化するのは違和感があるとは思いますが。確かに、一次とはサブタイトルも違いますが。

(委員)

総合振興計画ともマッチしたものが必要かと思います。

(司会)

前回には議論の対象にもなっていませんでしたが、こういう内容でよろしいでしょうか。行政改革の内容、中身は厳しいものですので、夢が持てる、その先の方向を示すものとしてはいいのかなという感じはします。文言のことに関しては、細かな部分に関しましては、私も何かと意見がございますので、大変恐縮ですが、私、委員長責任において事務局と私の間で修正させていただくことをご理解願いたいと思います。

(委員)

これで、大綱(案)としてパブリックコメントに1月にかけるのかと思いますが、そのときには市民の意見を取り入れるという大事な部分になるのですが、その後、書面の確認だけでなしに、もう一度パブリックコメント後、市民を巻き込んだ意見を集約し、第6回の委員会を持っていただきたいと思います。そこがまさに委員会の委員の力を出すことになることだと考えています。

(司会：会長)

今のご発言は2つ目の審議事項、答申(案)についてということと、パブリックコメント後にもう一度委員会を開催するということですが、皆さんお忙しい方ばかりでどうかと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

パブリックコメントとはどういうかたちで、どういうプロセスで募集されるのですか。

(事務局)

本日ご審議いただいた大綱(案)をホームページに掲載させていただいて、市役所や各支所にも置かせていただき、お知らせなんたんでも周知したいと考えております。期間は2週間程度を考えております。

(司会：会長)

委員会の開催については、もう一度開催する必要があるという意見がありますが。

(事務局：)

パブリックコメントの意見の出方によると思いますので、あまり意見が少なければ会長さんと協議させていただく内容でいいのかとも考えております。

(委員)

パブリックコメントの募集は原本の閲覧と、ホームページだけですか。

(事務局)

お知らせなんたんで閲覧のお知らせをし、募集を行います。

(委員)

ほとんど意見が出てこないのでは。区長さんに回して、回覧でまわすとかしたら、もう少し意見が出るかなと思いますが。そこまでするかですが。

(事務局)

区長さんの方からも非常によく言われるのが書類、文書が多すぎるとお叱りを毎回言われております。幅広く市民に意見を募集する一つの手かとも思います。

(委員)

普段の行事のお知らせとかより、重要なような気がするのですけれども。文句はないように思いますが。

(委員)

事務局の言うとおりの、限界集落などでは区長の仕事が多すぎるという要望は強いです。意見を求める場合の方策としては、区長さんに頼むのは抵抗があります。

(委員)

回覧だけではどうなのでしょう。意見のある方が、市役所まで行けばいいのでは。

(委員)

回覧にするとますます意見が出にくくなる場合もあります。個人情報の関係もありますし。集落支援員の場合も各個人調査を封書で意見をいただいております。回覧方式は少し乱暴なやり方なのかと思います。

(委員)

今までやったこともないので、少し行き過ぎになるのではないのでしょうか。

(委員)

一般的には一定の日を設定する公聴会という方式はいかがでしょう。意見を伺うオープンな場を設定して、意見を言いたい市民を集めるというやり方はどうでしょうか。市民全員にオープンにして、行政側から出向いて説明するとか。

(委員)

時間と場所にもよりますが難しいと思います。お知らせなんとんとホームページである程度浸透すると思います。

(委員)

お知らせなんとんとホームページで十分ではないでしょうか。

(委員)

今までのパブリックコメントの状況はどうですか。

(事務局)

環境基本計画ではいくつか出ておりましたが。

(委員)

市民は広報を見ないとだめですよ。

(委員)

周知の徹底は難しいですね。

(司会：会長)

今回の委員会の開催についてはパブリックコメントの状況をうかがって判断するということでご提案がありました。今の様子だと意見があまりでない可能性があるので、書面での審議によりたいと思います。

(委員)

何件、こういう意見がありましたということは知りたいので、意見が少なければ、委員会を持つ必要がないのかなとも思います。

(委員)

事務局の判断でお願いいたします。

(委員)

いずれにしても委員会の意見が市民の意見を通ったというかたちにならないといけないと思います。

(司会：会長)

先ほどの事務局のご提案どおり、事務局から各委員に状況をお知らせいただき、会議の開催については私と事務局と調整させていただき、必要があれば開催させていただきたいと思います。

(委員)

答申(案)については、会長名だけでなく、職務代理もいらっしゃいますし委員名も連記できませんか。当たり前だと思いますが。答申文も事務局が作成いたしておられますが、私は委員長に任せるべきだと思います。この答申は言うのですか、出すのですか、付けるのですか。答申は大綱に付けるのですか。

(事務局)

会長より市長に答申と大綱(案)をお渡しいただくことになります。

(委員)

会長にお任せします。

(事務局)

委員の皆さんに関わっていただいておりますので、名簿は後ろに付けさせていただきます。

(委員)

市長が委員に委嘱しているので連名は必要ないと思います。議論の責任と明記とは別の話ではないのでしょうか。会長にお任せいたしますが。

(事務局)

総合振興計画でしたら、諮問書、答申をつけておりますので、大綱に資料編として付けさせていただこうと思います。

(司会：会長)

予定をいたしておりました審議案件については終了しましたが、最後に事務局からございますか。

(事務局)

今後のスケジュールですが、本日協議いただいた大綱(案)を会長名で市長に報告いただき、1月にパブリックコメントをかけさせていただき、市民の意見を募集し、2月に会長より市長に答申する予定です。この委員会としては、2月の答申までお世話いただき、それから市として行政改革推進計画を作成し、委員の皆様にお知らせさせていただきたいと考えております。今後とも任期中については、お世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(司会：会長)

他、委員の皆様から意見ございますでしょうか。それでは最後に私から一言申し上げたいと思います。当初委員を引き受けた際は南丹市とは大学との連携でお世話になっておりましたが、市の状況については十分理解をしておりませんでした。このままで務まるのかと思いましたが、委員の皆様のおかげで、私自身にとっていい経験をさせていただきました。また大綱の内容についても、いいものができたのではないかと考えております。今後も委員の皆様にはいろいろなかたちでお付き合いいただけたと思いますので、御礼方々申し上げます。本当にありがとうございました。

(委員)

任期も1年ありますので、推進計画へのかかわりは委員会として関わっていくこともあるでしょうし、大綱だけでは意味がないと思いますし、計画への関わりもお願いしたいと思います。

(事務局)

計画については細かいものになると思いますので、またご意見をいただくなり、資料の提供も考えております。また見ていただいてご指摘等あれば、修正できることがあればしていきたいと考えております。またご協力のほどよろしくお願いいたします。

(委員)

どんな計画になるのかというのが非常に大事であると思いますし、興味のあるところでもあります。答申のときは会長だけでしょうか。

(事務局)

今のところはそう考えております。

(司会：会長)

そこははじめとなるところですので。